

(新) 被災地における再生可能エネルギー事業のための検討・推進事業

600百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性、概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受け、原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、自立・分散型で災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保を同時に実現可能な施策として期待が高まっており、特に被災地における重要性が高い。

一方、再生可能エネルギーは導入する地域・地点による適合性が大きく異なることから、事業化に当たっては、地域・地点の実情を十分考慮した上で適切に導入する必要がある。そこで、本事業においては被災地における地域主導による再生可能エネルギー事業を促進する活動等への支援を行う。

2. 事業計画(業務内容)(平成25年～27年度)

地域主導による再生可能エネルギー事業のため、地域の実情に応じた再生可能エネルギー導入までの一連の事業に対する支援を行う。

平成25年度は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県において実施する。

- ①地域協議会設置・運営支援業務：地域の住民等のステークホルダーが参画する再生可能エネルギーの事業化に向けた協議会活動の支援。
- ②コーディネーター等育成業務：地域協議会による各地での活動の核となる開発コーディネーター・アドバイザー等の育成。
- ③地域主導型再生可能エネルギー導入拡大のための先導的技術実証支援事業：地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした先導的技術の実証的支援事業を展開する。

3. 施策の効果

本事業により、再生可能エネルギー事業が各地で計画・実施され、その波及効果により、再生可能エネルギーの導入拡大が達成される。

被災地における再生可能エネルギー事業のための検討・推進事業

平成25年度概算要求額 6.0億円(新規)

東日本大震災の被災地における再生可能エネルギー事業の実現及び拡大に向け、①地域主導によるモデル的な協議会活動等の取組の支援、②地域の活動の核となるコーディネーターの育成、③地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした先導的技術の実証的支援事業の展開を行い、被災地における再生可能エネルギーの大幅導入を目指す。

被災地における再生可能エネルギー事業化検討

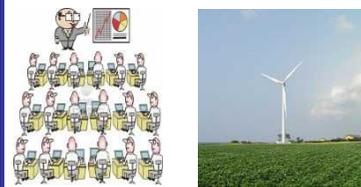


協議会設置 事業概要策定 事業主体選定・ファイナンス調整

地域の関係主体が参画できる再生可能エネルギー導入事業の円滑な立ち上げのための事業化計画策定手法の確立に向けて、地域の特性を活かしたモデル的な地域の取組を支援

→ 具体的な事業化計画を策定し、それに基づき、実際に再生可能エネルギーが地域に導入されることを目的とする。

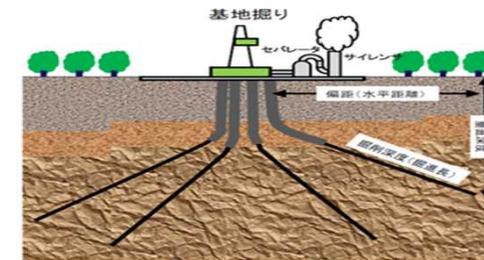
コーディネーター育成



制度・技術・金融に関する講義
先進事例参画

協議会から選出した、各地のコーディネーターを育成するための研修を実施

先導的技術実証支援事業



地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした先導的技術の実証的支援事業を展開する。

被災地における再生可能エネルギーの導入拡大

